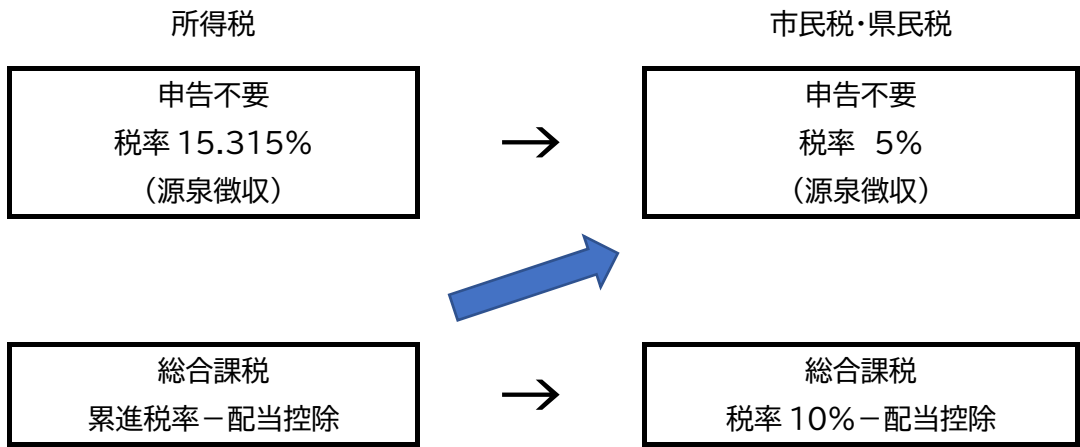


[改正前]

所得税と市民税・県民税で異なる課税方式を選択することができました。



※上場株式等の配当所得等については、上記の申告不要および総合課税に加え、申告分離課税が選択可能
※上場株式等の譲渡所得等については、申告不要と申告分離課税の選択が可能

[改正後]

所得税と市民税・県民税で異なる課税方式を選択することができなくなります。

